安芸市上下水道事業経営審議会条例

（設置）

第1条　安芸市水道事業並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「上下水道事業」という。）の適正かつ効率的な経営を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、安芸市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条　審議会は、上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

(1)　上下水道事業の建設及び運営に関すること。

(2)　下水道受益者負担金及び分担金に関すること。

(3)　水道料金及び下水道使用料金に関すること。

(4)　その他、市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条　審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1)　学識経験者

(2)　水道又は下水道の使用者

(3)　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条　審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問い、会議に変えることができる。

5　第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

（資料提供その他の協力等）

第7条　審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第8条　委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条　審議会の庶務は、上下水道事業担当課において処理する。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2　この条例の施行日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

（会議の招集の特例）

3　この条例の施行の日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

（安芸市水道事業経営審議会条例の廃止）

4　安芸市水道事業経営審議会条例(昭和55年安芸市条例第36号)は廃止する。

（安芸市公共下水道審議会条例の廃止）

5　安芸市公共下水道審議会条例（平成7年安芸市条例第12号）は廃止する。